

諮問日：令和6年2月8日（令和5年度（最個）諮問第2号）

答申日：令和6年8月23日（令和6年度（最個）答申第1号）

件名：開示申出人が不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等をしたことについての全ての文書に記録された保有個人情報の不開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「請求人が、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等をしたことについてのすべての文書」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年10月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

「通知書」には、2023年5月1日以降の文書しかないようだが、請求人が障害者に対する差別及び合理的配慮が欠如していることの苦情（裁判所法82条）を挙げ始めたのは、少なくとも2022年8月頃からであるのだから、該当文書が隠蔽されていることは明白である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 最高裁判所は、別紙記載の各情報を開示対象となる保有個人情報と特定した

が、その他に開示対象となる保有個人情報には存在しなかった。

- 2 苦情申出人は、自身が令和4年8月頃から最高裁判所に対する苦情の申出を始めたことから、令和5年5月1日より前の日付の文書が存在するにもかかわらず隠蔽されている旨の主張をする。しかし、障害者から合理的配慮の不提供に対する相談等があった場合であっても、当該相談等の内容は、関係者と情報共有して適切な対応を行うために必要な限度で書面等に記録すれば足り、相談等の内容全てを書面等に記録する必要があるわけではない。また、当該相談等への対応が終了した場合には、当該相談等の内容や対応等を以後の相談等において活用することがあり得るとしても、個人情報の保護等に配慮する観点から、上記書面等そのものは速やかに廃棄されていることが通常であるところ（裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領8の(3)参照）、開示申出時点において、苦情申出人が述べるような情報を保有していなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年2月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月5日 審議
- ④ 同年8月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所においては、障害者から合理的配慮の不提供に関する相談等があった場合に、網羅的に書面を作成すべきとはしておらず、内容等によっては、相談があっても書面を作成しないこともあり得るという取扱いをしているものと認められるが、これに反する通達等があるとは認められず、上記取扱いが特段不合理であるとはいえない。また、障害者から合理的配慮の不提供等に関する相談等を受けて書面を作成し

た場合の当該書面の管理について、最高裁判所事務総長は、当該相談等への対応が終了した場合には、個人情報の保護等に配慮する観点から、書面そのものは速やかに廃棄されていることが通常であると説明しているが、当該書面の性質に照らすと、保存期間を1年以上とする必要がない短期保有文書（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)参照）として取り扱い、不要となった場合に速やかに廃棄するという運用が不合理であるとはいえない（同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第11の2の(5)参照）。

したがって、苦情申出人が存在する旨主張する令和4年8月から令和5年4月30日までの苦情に関する文書については、仮に主張に係る苦情が実際にあったとしても、そもそも文書が作成されていないか、又は作成された上で廃棄されたものと考えられ、いずれにしても最高裁判所が保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において、本件対象文書の他に本件対象個人情報記録された文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕

別 紙

次の各文書に記載された開示申出人に係る保有個人情報

- 1 決裁・供覧票（5月1日起案のもの。別添文書を含む。）
- 2 陳情投書処理カード（秘投第50093号）
- 3 【投書用】配布先処理簿 甲 令和5年度
- 4 決裁・供覧票（5月10日起案のもの。別添文書を含む。）
- 5 電話聴取書（5月11日付け。別添文書を含む。）
- 6 電話聴取書（5月15日付け。別添文書を含む。）
- 7 報告書（5月19日付け）
- 8 電話聴取書（5月24日付け。別添文書を含む。）
- 9 電話聴取書（5月29日付け。別添文書を含む。）
- 10 電話聴取書（5月30日付け）
- 11 電話聴取書（6月1日付け。別添文書を含む。）
- 12 電話聴取書（6月5日付け。別添文書を含む。）
- 13 電話聴取書（6月7日付け。別添文書を含む。）
- 14 電話聴取書（6月8日付け）
- 15 電話聴取書（6月9日付け（時刻が8：52のもの）。別添文書を含む。）
- 16 電話聴取書（6月9日付け（時刻が9：29のもの））
- 17 電話聴取書（6月9日付け（時刻が午前9時30分のもの））
- 18 電話聴取書（6月19日付け（時刻が10：40等のもの））
- 19 電話聴取書（6月19日付け（時刻が10：48のもの））
- 20 電話聴取書（6月28日付け。別添文書を含む。）
- 21 電話聴取書（6月30日付け（時刻が午前8時51分のもの）。別添文書を含む。）
- 22 電話聴取書（6月30日付け（時刻が午後1時58分のもの））

- 2 3 電話聴取書（7月5日付け。別添文書を含む。）
- 2 4 電話聴取書（7月13日付け。別添文書を含む。）
- 2 5 電話聴取書（7月21日付け）
- 2 6 電話聴取書（7月27日付け）
- 2 7 電話聴取書（7月31日付け。別添文書を含む。）
- 2 8 電話聴取書（8月9日付け（時刻が午前9時56分のもの）。別添文書を含む。）
- 2 9 電話聴取書（8月9日付け（時刻が午前11時37分のもの））